

香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月13日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第98号

香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例施行規則（平成24年香川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(計画交通量) 第2条 条例 <u>第2条第23号</u> に規定する計画交通量は、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに定めるものとする。	(計画交通量) 第2条 条例 <u>第2条第22号</u> に規定する計画交通量は、同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに定めるものとする。
(道路標識の寸法) 第11条 条例 <u>第46条第1項</u> に規定する規則で定める寸法は、別表のとおりとする。	(道路標識の寸法) 第11条 条例 <u>第45条第1項</u> に規定する規則で定める寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。